

平成21年11月10日

各 位

株式会社損害保険ジャパン
取締役社長 佐藤 正敏

業務改善計画に係わる報告義務の解除について

株式会社損害保険ジャパン（社長 佐藤 正敏）は、平成18年6月26日付けで金融庁に提出した業務改善計画について、平成21年11月6日付けで金融庁から、十分な改善措置が講じられたと認められたため、履行状況の報告義務を解除する旨の連絡を受けました。

これにより業務改善計画に係わる報告および公表は終了しますが、当社といたしましては、引き続き適切な業務運営への取り組みに注力するとともに、当社の経営理念である「社会への貢献」「お客さま第一の実現」に向けた取り組みをより一層充実させて参る所存です。今後とも、皆さまの変わらぬご支援とご愛顧を賜りますよう、お願い申し上げます。

以 上